

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊警第964号

令和4年10月7日

熊本県警察職員の産前休暇、産後休暇、私傷病休暇、育児休業及び配偶者同行休業に伴う代替臨時的任用職員の任用等の取扱いについて（通達）

熊本県警察職員の産前休暇、産後休暇、私傷病休暇、育児休業及び配偶者同行休業に伴う代替臨時的任用職員の任用等の取扱いについては、「熊本県警察職員の産前休暇、産後休暇、私傷病休暇、育児休業及び配偶者同行休業に伴う代替臨時的任用職員の取扱いについて（通達）」（令和4年3月30日付け熊警第355号）に基づき運用しているところであるが、地方公務員等共済組合法及び同法施行令の一部改正に伴い、別添のとおり「熊本県警察職員の産前休暇、産後休暇、私傷病休暇、育児休業及び配偶者同行休業に伴う代替臨時的任用職員任用等取扱要領」を一部改正し、令和4年10月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにしたい。

なお、前記通達は廃止する。

別添

熊本県警察職員の産前休暇、産後休暇、私傷病休暇、育児休業及び配偶者同行休業に伴う代替臨時的任用職員任用等取扱要領

第1 目的

この要領は、産前休暇、産後休暇、私傷病休暇（出産に起因するもので、産後休暇から引き続き取得するものに限る。以下同じ。）、育児休業及び配偶者同行休業の期間中の職員（以下「育休等職員」という。）の業務を代替するために任用する臨時的任用職員（以下「代替臨時的任用職員」という。）の任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 任用根拠

代替臨時的任用職員の任用は、産前休暇、産後休暇及び私傷病休暇の期間にあつては地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の3第1項、育児休業の期間にあつては地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号、配偶者同行休業の期間にあつては熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）第9条第1項第2号の規定に基づく臨時的任用とする。

第3 任用期間等

代替臨時的任用職員の任用期間は、産前休暇及び産後休暇にあつてはそれぞれの期間を通算した期間を、私傷病休暇にあつては当該期間を、育児休業及び配偶者同行休業の期間にあつては当該期間のうち1年を超えない期間を上限とする。

第4 任用方法等

- 1 所属長は、育休等職員の産前休暇、産後休暇、私傷病休暇、育児休業又は配偶者同行休業の取得に伴い、新たに代替臨時的任用職員の任用を希望する場合は、代替臨時的任用職員任用申請書（別記様式第1号）により、警察本部警務課長を経由して申請するものとする。
- 2 代替臨時的任用職員は、免許、資格を要する職に任用する場合を除き、別に定める試験の合格者の中から任用する。
- 3 免許、資格を要する職に任用する場合の任用方法については、別に定める。
- 4 代替臨時的任用職員を任用する場合の任用手続は、警察本部警務課において行う。
- 5 代替臨時的任用職員を任用する場合は、任用する者に対し、人事異動通知書（別記様式第2号）その他の方法により通知するものとする。

第5 勤務時間等

代替臨時的任用職員の勤務時間、週休日及び休日（以下「勤務時間等」という。）は、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）に定める常勤職員の例による。

第6 休暇

- 1 代替臨時的任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。
- 2 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、次の表の左欄に掲げる在任期間に応じて同表の右欄に掲げる日数を付与する。

在 任 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年に達するまでの期間	20日

- 3 同一の育休等職員の産前・産後休暇期間から育児休業期間に引き続いて任用される者の年次有給休暇は、一の年における産前・産後休暇期間に係る任用期間と育児休業期間に係る任用期間を通算した期間をその年における在任期間として前項の規定を適用し付与される日数から、産前・産後休暇期間に係る任用期間の満了日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数を付与する。
- 4 同一の育休等職員の産前・産後休暇期間から私傷病休暇期間を経て育児休業期間に引き続いて任用される者の年次有給休暇は、一の年における次の(1)及び(2)に掲げる期間をそれぞれ通算した期間を在任期間として第6の2を適用し付与される日数から、(1)及び(2)に定める日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数を付与する。
(1) 産前・産後休暇期間に係る任用期間及び私傷病休暇期間に係る任用期間

産前・産後休暇期間に係る任用期間の満了日

(2) 産前・産後休暇期間に係る任用期間、私傷病休暇期間に係る任用期間及び育児休業期間に係る任用期間

私傷病休暇期間に係る任用期間の満了日

- 5 年次有給休暇は、20日を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 6 病気休暇は、勤務時間条例第13条に定める場合における有給休暇とし、同条に定める期間を付与する。
- 7 特別休暇は、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）第13条に定める場合における有給休暇とし、同条に定める期間を付与する。
- 8 介護休暇は、勤務時間条例第15条に定める場合における無給休暇とし、同条に定める期間を付与する。
- 9 介護時間は、勤務時間条例第15条の2に定める場合における無給休暇とし、同条に定める期間を付与する。

第7 給与及び旅費

- 1 代替臨時的任用職員の給与（退職手当を除く。）及び旅費は、熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）中、臨時的任用職員に関する規定その他別に定めるものを除き、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の適用を受ける職員（臨時的任用職員を除く。）の例による。
- 2 経験年数を有する者の初任給として受けるべき号給は、その者の属する職務の級の1級上位の職務の級における最低の号給を超える額の号給とすることはできない。
- 3 代替臨時的任用職員については、昇格及び昇給は行わない。
- 4 代替臨時的任用職員は、熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）第2条第1項に規定する職員等とし、同条例の例により退職手当を支給する。

第8 社会保険

代替臨時的任用職員の社会保険の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の定めるところによる。

第9 公務災害等補償等

代替臨時的任用職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

第10 健康診断

代替臨時的任用職員の健康診断については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の定めるところによる。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、代替臨時的任用職員の任用等に必要な事項は、別に定める。

※ 別記様式（略）

